

【別紙】 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照表

○ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(用語)</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、<u>特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 「識別番号」とは、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を一単位ごとに識別するために付された文字及び数字</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、<u>京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>(新規)</p>

をいう。

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

一〇十二 (略)

十三 国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量

三〇八 (略)

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

一〇十二 (略)

十三 算定割当量の合計量、国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量

三〇八 (略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量、識別番号その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2・3 (略)

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するため、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、算定制当量の種別、数量、識別番号その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2・3 (略)

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定制当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するため、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における算定制当量の取得及び管理口座への移転等を反映したものをいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

様式第1 (略)

第1表～第4表 (略)

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第5表の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

様式第1 (略)

第1表～第4表 (略)

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット(法第2条第6項に規定する算定相当量をいう。以下同じ。)の合計量を記載すること。併せて、第5表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。
 2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

(注9)

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号と、クレジットプロダクスのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日付を記載すること。
 - 2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	対象企業名 (特定排出者コード)	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
識別番号			
～			t-CO ₂
～			t-CO ₂
～			t-CO ₂
～			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 6 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロジェクト開始番号、クレジットプロジェクト終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第6表・別紙（略）

第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コー ド)	無効化日	無効化量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 4 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第6表・別紙（略）

様式第2 (第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度: _____ 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公表されることに同意の上提供するものです。(特定排出者として1枚のみ提出可)
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じたのみ開示されることに同意の上提供するものです。(事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) →

特定排出者コード	事業コード	事業所番号
都道府県コード	事業コード	事業所番号
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等 一管理指定工場等等の該当の有無 (該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。)		
1. 第一種エネルギー管理指定工場等	2. 第二種エネルギー管理指定工場等	3. 特定貨物輸送事業者
4. 特定荷主	5. 特定旅客輸送事業者	6. 特定航空輸送事業者
指定番号	指定番号	指定番号

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

.....

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

.....

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

.....

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

.....

5. その他の情報

.....

担当者 (問い合わせ先)	部署 (ふりがな)	氏名	電話番号
.....

※受理年月日 _____年____月____日 ※処理年月日 _____年____月____日

様式第2 (第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度: _____ 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公表されることに同意の上提供するものです。(特定排出者として1枚のみ提出可)
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じたのみ開示されることに同意の上提供するものです。(事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) →

特定排出者コード	事業コード	事業所番号
都道府県コード	事業コード	事業所番号
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等 一管理指定工場等等の該当の有無 (該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。)		
1. 第一種エネルギー管理指定工場等	2. 第二種エネルギー管理指定工場等	3. 特定貨物輸送事業者
4. 特定荷主	5. 特定旅客輸送事業者	6. 特定航空輸送事業者
指定番号	指定番号	指定番号

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

.....

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

.....

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

.....

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

.....

5. その他の情報

.....

担当者 (問い合わせ先)	部署 (ふりがな)	氏名	電話番号
.....

※受理年月日 _____年____月____日 ※処理年月日 _____年____月____日

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じて、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。 3 ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。 4 全ての欄に記載する必要はないこと。 5 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。 6 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。 7 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。 8 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 9 温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 10 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所機動的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。 11 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス算定方法及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。 12 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、国内認証非排出削減量及び海外認証非排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行されるグリーン電力の購入量、事業者のサウンディング全体における温室効果ガス排出量の情報等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。 13 担当者には、記載する必要はないこと。 14 ※の欄には、記載しないこと。 15 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じて、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。 3 ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。 4 全ての欄に記載する必要はないこと。 5 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。 6 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。 7 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。 8 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 9 温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 10 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所機動的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。 11 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス算定方法及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。 12 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第6条1に規定する事業、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。 13 担当者には、記載する必要はないこと。 14 ※の欄には、記載しないこと。 15 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
---	--